

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス 香港

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2024年1月



目次

香港の税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	12
PE課税-PE類型	14
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	15

ホットトピックス	16
----------	----

Pillar2の法制化状況について	17
-------------------	----

香港の移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	19
-----------	----

LF/MFの概要	20
----------	----

国別報告書の概要	21
----------	----

最近の移転価格調査におけるトピックス	22
--------------------	----

移転価格税制の動向	23
-----------	----

香港の税制概要

法人税コンプライアンス

属地主義に基づき香港域内源泉所得が課税対象であり、2段階の税率措置（8.25%/16.5%）が適用されている。申告書の作成・提出義務があるが、確定税額は税務当局が発行する賦課決定通知書により定められる。

法人所得税

居住者	香港域内で設立された法人又は主たる管理支配地が香港域内である法人は居住者となる。
居住者の課税範囲	香港域内源泉所得（属地主義）
税率	二段階課税措置（2018-19以後の課税年度） 200万HKDまでは8.25%、200万HKD超は16.5% （関連会社グループの場合、二段階課税の適用制限措置あり）
課税年度	会計年度
申告納付期限	<ul style="list-style-type: none">■ 原則、税務当局が発行する申告書に記載される期日までに申告（通常、4月初旬に申告書が発行され、申告書発行日より1か月以内）。なお申請により数か月の延長が可能。■ 申告書提出後に納税額（確定税額及び翌年度の予定納税額）及び納付期限が記載された賦課決定通知書が発行される。■ 原則、賦課決定通知書に記載された納付期限までに納税額の75%を支払い、残りの25%はその約3か月後に支払う。 なお予定納付額が確定税額を上回った場合、超過分は次年度の予定納付額に繰り越される。

時効	原則、課税年度終了後から6年 ただし、脱税等のような意図的な違反行為とみなされた場合、最長10年まで延長される。
連結納税制度	なし
税制改正	明確な税制改正の時期は決まっていない。

例：12月決算の場合



*1税務代理人による申請の場合

課税所得計算 (1/2)

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



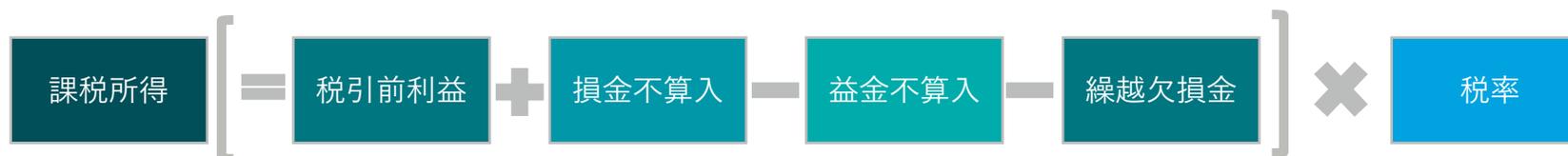
$$\text{課税所得} = \left[\text{税引前利益} + \text{損金不算入} - \text{益金不算入} - \text{繰越欠損金} \right] \times \text{税率}$$

損金算入項目

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

キャピタルロス	全額損金不算入である。	減価償却費等	建物・構築物	工業用：支出年度、取得価額の20%、次年度以後、総支出額に達するまで毎年、取得価額の4% 商業用（工業用を除く）：総支出額に達するまで毎年、取得価額の4%/耐用年数
支払利子	課税所得のために支出され、一定の条件を満たす場合にのみ損金算入が認められる。例えば、香港で利子所得が非課税の場合、非金融機関に支払われた利子は損金不算入である。		機械装置	支出年度、取得価額の60%、次年度以後、種類に応じて未償却額の一定割合となる。
寄付金	政府の認定を受けている団体又は香港政府への寄付金については、寄付金控除前所得の35%を上限として、寄付額合計が100HKD以上のものは損金算入される。		無形資産	損金不算入である。
マネジメントフィー	現地支店や子会社に請求する本社で発生した経費のうち、全社統括機能を果たすために係る費用は損金の額に算入される。	その他損金不算入	非事業目的に支出した経費など、資本的支出（減価償却を除く）、内国歳入法により支払義務のある税金（従業員の報酬に係る給与税は除く）	
引当金・準備金	原則、引当金・準備金に係る費用が生じた場合、損金算入が認められる。ただし、債務に係る支払が課税年度末において偶発の場合、当該費用は損金不算入である。			

課税所得計算 (2/2)



益金算入項目

- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

受取配当	非課税
キャピタルゲイン	原則、非課税（投機取引により生じた利益は課税される可能性がある）
特定の外国源泉所得 (Specified foreign-sourced income)	2023年1月1日以後、香港の受取法人が、特定の外国源泉所得（利息、配当、株式の譲渡益、知的財産権からの収入等）について、外国源泉所得非課税制度（Foreign-sourced Income Exemption）で定められた一定の要件を満たさない場合、その所得は香港域内源泉所得とみなされ、 課税の対象 となる。

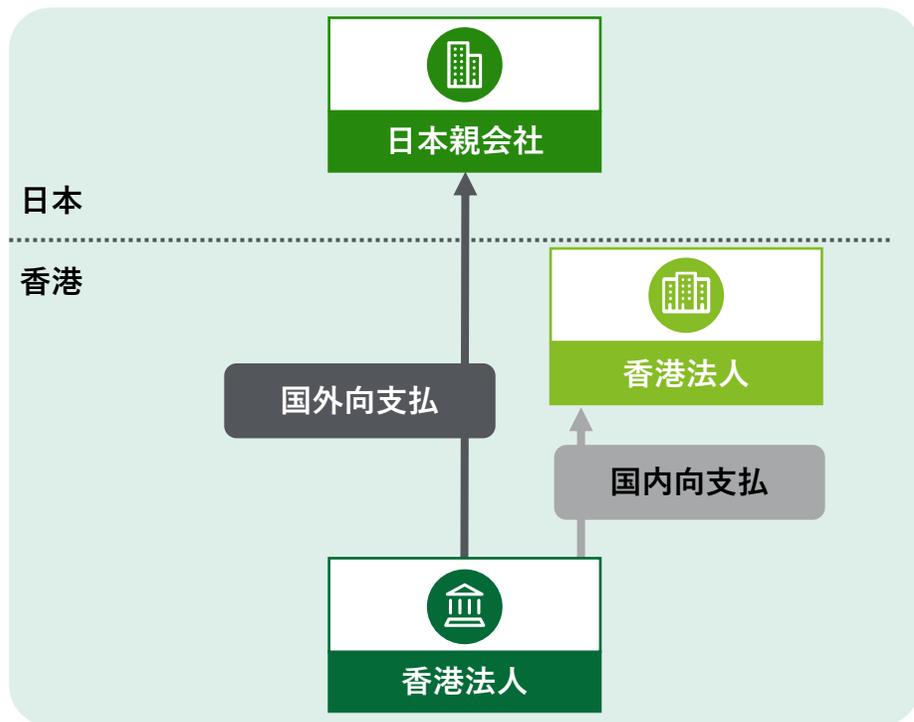
- **繰越欠損金** について

欠損金等	繰越期限	無期限
	控除限度額	上限なし
	繰戻し	不可

- **税率** について

税率	200万HKDまでは8.25%、 200万HKD超は16.5% （関連会社グループの場合、 二段階課税の適用制限措置あり）
----	--

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



	税率		
	居住者	非居住者	
		国内法	租税条約
利子	0%	0%	0%(* ²)/10%
配当	0%	0%	5%/10%(* ³)
使用料	0%	2.475% (* ¹) or 4.95% (* ¹)	5%

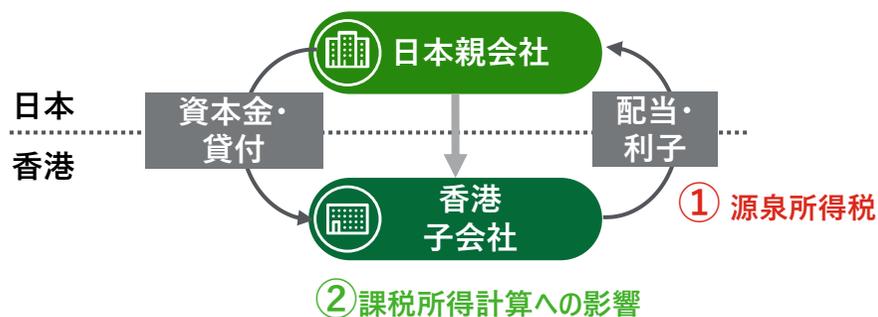
(*¹) 通常、使用料の30%がみなし所得として法人所得税の対象となる。従って二段階課税が適用される場合、200万HKDまでは2.475%、200万HKD超又は二段階課税が適用されない場合には4.95%が課される（一定の条件に該当し使用の100%がみなし所得とされる場合は、通常の二段階課税（8.25%又は16.5%）が適用される）。

(*²) 政府系の金融機関等については、0%が適用される。

(*³) 配当の受益者が6か月の期間を通じてその配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には5%、それ以外の場合には10%が適用される。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

香港国内法上、香港子会社が日本親会社に対して支払う配当及び利子に係る源泉税は源泉所得税の対象とならない。

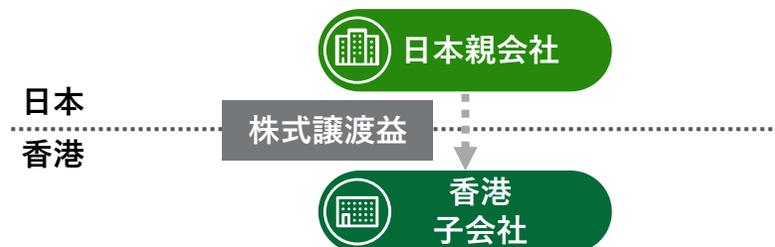
対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	0%

② 課税所得計算への影響 香港子会社

香港で貸付側の利子所得が非課税の場合、日本の親会社からの借入金に対する支払利息は、原則損金不算入となる。
なお、香港においては、過少資本税制は導入されていない。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税

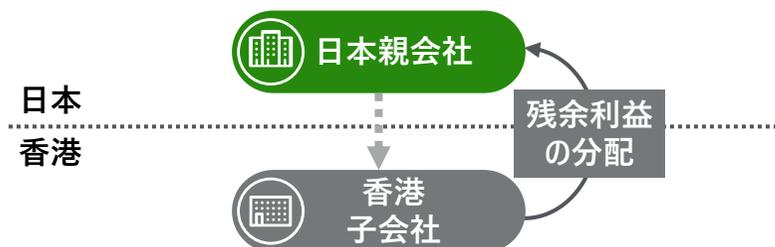


■ 香港におけるキャピタルゲイン課税

🏢 日本親会社

香港で事業活動を行っていない日本親法人を含む香港非居住者による香港法人株式の譲渡により生じたキャピタルゲインは、香港において課税の対象とならない。

清算時の残余利益に対する課税



■ 香港における配当課税の有無

🏢 日本親会社

香港では清算時に株主への課税は行われない。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

課税所得の範囲や法人所得税適用税率等を比較するところ、税務の観点から大きな差異がないことから、事業目的や法務面等において差異が生じるかを確認することが推奨される。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	香港域内源泉所得	香港域内源泉所得
法人所得税適用税率	200万HKDまでは8.25%、200万HKD超は16.5%	200万HKDまでは8.25%、200万HKD超は16.5%
申告手続き	税務当局が発行する申告書に記載される期日までに申告 (通常、申告書発行日より1か月以内、 電子申告の場合、さらに1月延長)	税務当局が発行する申告書に記載される期日までに申告 (通常、申告書発行日より1か月以内、 電子申告の場合、さらに1月延長)
利益の還流	配当源泉税は課されない	利益送金に源泉税は課されない

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

強制積立金制度は一般に雇用者及び従業者両方が拠出義務を負う退職金制度である。

従業員の利用に係るコスト等	<p>■ 強制積立金制度 (Mandatory Provident Fund System (以下、「MPF」))</p> <p>➢ 雇用主は、従業員の給与の5%をMPFに拠出することが義務付けられている。 月給が3万HKDまでの従業員に対して月最大1,500HKD (年間1万8,000HKD) の拠出が必要とされる。計算の基礎となる給与には、賃金、給料、ボーナス、手当等が含まれるが、住宅手当、退職金等は除外される。</p> <p>➢ 香港で13か月未満働いている外国人や海外の退職年金制度の対象となっている人は、拠出の義務はない。</p> <p>➢ 雇用主によるMPF制度やMPF免除対象の公認職業年金制度への強制拠出金又は任意拠出金は、従業員年収の15%を限度に、税務上控除することができる。 なお2023-24年度予算では、65歳以上の従業員に対して雇用主が行うMPFへの任意拠出金について、現在の100%から200%への控除額の増加が提案されている。</p> <p>■ 雇用主は、労働災害による負傷や死亡に備えて、従業員補償保険制度に基づく保険に加入することが義務付けられている。年間約500HKDを雇用主が全額負担することが必要である。</p>	
	<p>固定資産税</p>	<p>固定資産税のレートは推定年間賃貸価額に基づいて設定されている。通常、物件の賃借人が四半期ごとに支払う。</p>
	<p>印紙税</p>	<p>不動産及び株式関連取引に係るものが対象。例えば株式の場合、株式譲渡価額の0.26% (買手及び売手がそれぞれ0.13%)。なお、対象資産の譲渡等が時価よりも低い価額で行われる場合、印紙税は時価ベースで課税される可能性がある。</p>
	<p>資産所得税</p>	<p>■ 香港の土地や建物の所有者には、不動産から得られる所得に対して資産所得税15%が課される。 ■ 資産所得税は法人所得税から控除される。</p>
	<p>付加価値税</p>	<p>該当なし</p>
<p>国境をまたぐデジタルサービスへの課税</p>	<p>該当なし</p>	

法人税にかかる各種優遇税制措置 1/2

項目	対象企業	優遇措置内容
研究開発に対する優遇 Section 16B of IRO	研究開発を行っている企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一定の条件を満たす場合、企業が支出する研究開発費の支出種類（Aタイプ or Bタイプ）に応じて、その支出については一定の税額控除が適用される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ Aタイプ：支出額の100%控除が可能 ➢ Bタイプ：支出額のうち200万HKDまで300%の控除が適用され、残りの部分に対して200%の控除が可能、なお、200%税額控除対象額に上限は設けていない。
固定資産に対する優遇 Section 16G of IRO (DIPN 5) Section 16F of IRO (DIPN 5)	全ての企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特に製造用工場や機械、コンピュータのハードウェアやソフトウェアに対する資本的支出について、即時償却を行うことができる。
	全ての企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の修繕や改修に係る資本的支出を5年間にわたり減価償却を行うことができる。
有価証券に対する優遇 Section 14A of IRO	全ての企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適格債務証券に係る利益に対する税制上の優遇措置。 2018年4月1日以後に発行された特定の債務証券については、課税が免除される。
利子所得に対する優遇 Exemptions From Profits Tax (Interest Income) Order (DIPN 34)	金融機関を除くすべての企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 香港にある認可された金融機関への預金から生じる利子については、課税が免除される。 (金融機関が受け取る利子または金融機関に発生する利子には適用されない。)

法人税にかかる各種優遇税制措置 2/2

項目	対象企業	優遇措置内容
環境保全に対する優遇 Section 16J of IRO (DIPN 5)	全ての企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定環境保全設備に係る資本的支出については、加速償却が適用される。 ■ 特定環境配慮型車両に係る資本的支出については、即時償却が適用される。
香港財務統括会社制度 Section 16D of IRO Section 16(1)(g) of IRO	香港財務統括会社 (Corporate treasury centers)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適格財務統括会社の要件を満たす場合、特定の金融財務活動から発生する所得に対して、優遇税率（8.25%）が適用される。 ■ 一定の要件を満たす場合、海外の関連法人の借入に係る支払利息については損金の額に算入することができる。
事業分野に対する優遇 Section 14B of IRO Section 14H of the IRO Sections 14P, 14T, 14ZD, 14ZM, 14ZV of the IRO	保険業界	<ul style="list-style-type: none"> ■ 香港で事業を行う特定の保険関連事業については、一定の基準を満たす場合、その所得に対して優遇税率（8.25%）が適用される。
	航空機産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適格航空機リース事業者及び適格航空機リースマネジメント事業者が一定の要件を満たす場合、その所得に対して優遇税率（8.25%）が適用される。
	船舶産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 船舶リース事業者、船舶マネジメント事業者、船舶仲介業者などの適格船舶事業者が香港で行う適格活動（適格船舶リース事業活動、適格船舶マネジメント事業活動、適格船舶仲介活動等）により得られる適格所得に対して、免税もしくは優遇税率（8.25%）が適用される。

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人



香港のPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

建設PE

12カ月を超える期間存続する建設工事現場、建設もしくは据付工事



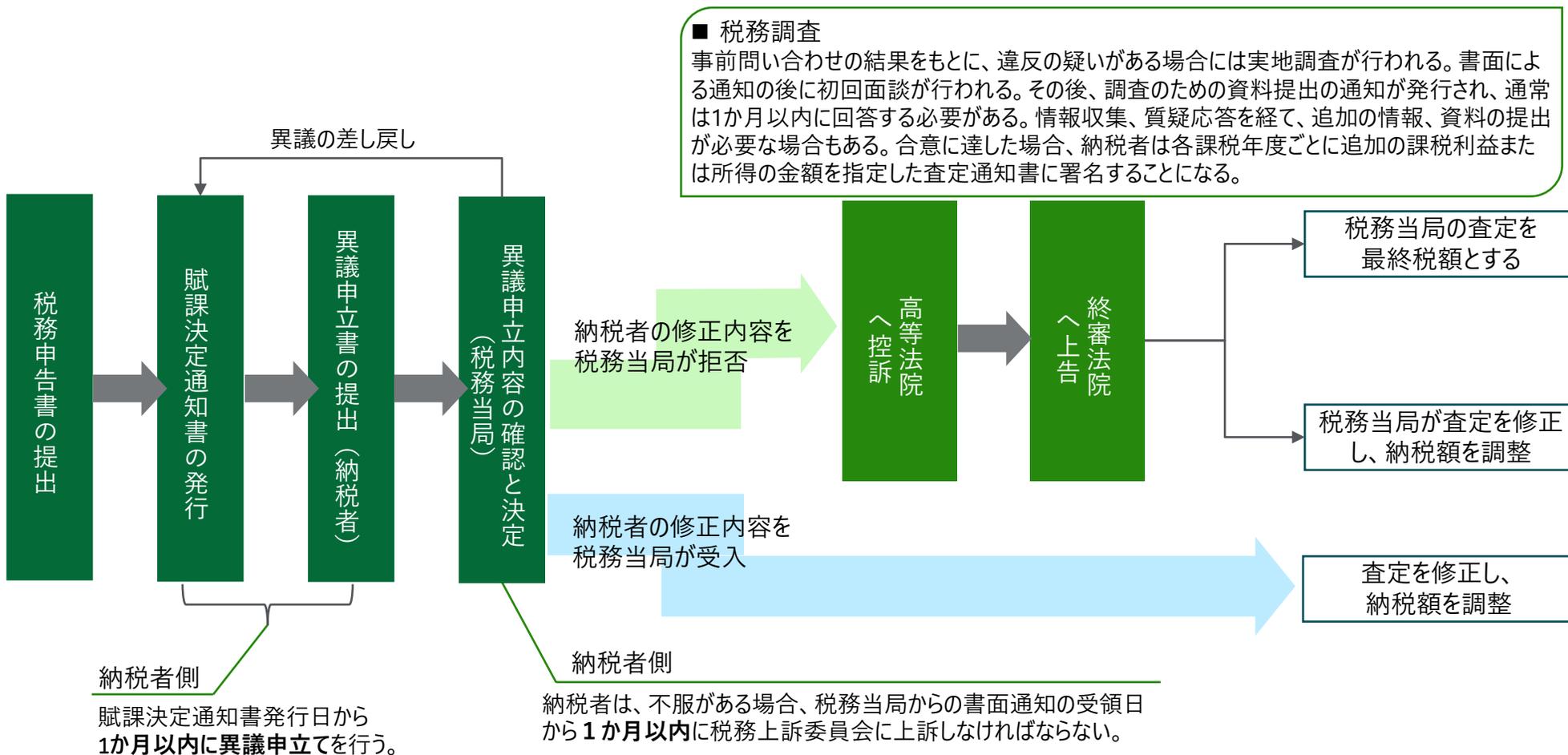
MLI条約の署名：

日本：2019年1月1日発効
香港：2022年9月1日発効

PEに関連するMLI条約の規定の適用：
なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

税務調査では税務当局から申告内容に係る質問状が送付されてくるケースが多く、いきなり税務調査が実施されるがまれである。



ホットトピックス

香港で受け取った外国源泉所得の非課税扱いを享受するため、香港において一定の経済的実体要件を満たす必要がある点に留意が必要である。

01

外国源泉所得非課税制度の下での経済的実体要件への準拠に関する事前照会

論点

- 外国源泉所得非課税制度（Foreign-sourced Income Exemption（以下、「FSIE」））の適用にあたって、課税リスク及びコンプライアンスの負担への軽減の観点から、納税者は経済的実体要件*（Economic Substance Requirement（以下、「ESR」））への準拠について、税務当局に事前照会を申請することができる。
申請者は、関連申請書に記入し、申請手数料（1万5,000HKD）及び関連書類とともに税務当局に提出する必要がある。申請は、2022-23年度以後の最大5年を対象としていつでも提出することができる。
(*) ESRは、FSIEを享受するための要件の一つである。

02

香港に銀行口座と登記住所のみを有する貿易会社の香港域内源泉所得に関する裁判例

論点

- 香港の第一審裁判所は、香港域内で事業を営んでおらず、銀行口座と登記住所のみを有する貿易会社の事業所得について、オフショア所得（香港以外で発生した所得）であると判決を下した。従って当該所得は香港の法人所得税の課税の対象ならないとされる。
第一審裁判所は、納税者の課税性を判断する際には、納税者の役割や他のグループ会社の業務ではなく、納税者の業務を考慮すべきであるとし、また、先行する活動や付随する活動に惑わされることなく、実質的な経済活動に焦点を当てるべきであるとした。
この事例は、現在のオフショアクレーム*の審査業務に広く影響を及ぼす可能性があると思われる。オフショアクレームを提出する企業は、本判決に照らして申請に際して自社の業務、関連する事実や状況について随時見直す必要があると考えられる。
(*) オフショアクレーム：香港以外で発生した所得として税務当局から認定を受けるため申請のことをいう。

Pillar 2 の法制化状況について

香港では2023年10月現在Pillar2の法制化は行われていない。

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な法制化の状況	2025年	—	2023-24年度予算に基づき、香港は適格多国籍企業グループに対してグローバル・ミニマム課税を適用し、2025年以後に国内トップアップ課税を導入する予定である。
IIR (Income Inclusion Rule)	2025年	—	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	2025年以後	—	
UTPR (Undertaxed Payments Rule)	—	—	

香港の移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

2018年7月13日

02

関連者の定義

以下の条件のいずれかに該当する場合

- 一方が直接的または間接的に他方を支配している。「支配」は管理、支配或いは資本関係に基づき判断される。判断においては(i)受益権(ii)議決権(iii)法的文書により付与された権力、または(iv)如何なる他の義務或いは慣例も考慮される。
- 受益権または議決権の50%以上を保有する

03

移転価格調査の時効

6年

04

独立企業間価格の算定方法

独立価格比準法/再販売価格基準法/原価基準法/利益分割法/取引単位営業利益法が一般的に認められる

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発行日：2011年8月14日）
- 実務上の適用可能性：あり

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

香港において営業活動を行い、且つ関連者間取引を行っている香港企業。但し、下記の二つの免除条件のうちいずれかを満たす企業は作成義務が免除される。

■ 会社の規模による免除

- 下記3要件のうちいずれか2要件を満たす場合、マスターファイルとローカルファイルの作成が免除される
 - ・ 年間売上額が4億香港ドルを超えない
 - ・ 総資産が3億香港ドルを超えない
 - ・ 社員数の年間平均が100人を超えない

■ 関連者間取引による免除

- 会計年度で関連者間取引額が下記の金額を下回る場合、ローカルファイルの作成が免除される
 - ・ 有形資産の譲渡：2.2億香港ドル
 - ・ 金融資産の取引：1.1億香港ドル
 - ・ 無形資産の譲渡：1.1億香港ドル
 - ・ その他の取引：4,400万香港ドル
- 適用除外取引及び特定領域内関連者間取引の金額は、上述の関連者間取引の基準額の計算に含まれない

②作成期限

会計年度終了後9か月以内

③提出期限

香港当局より提出要請があった場合に提出

④作成言語

英語又は中国語

⑤罰則

合理的な理由なく準備していない場合には、5万～10万香港ドルの罰金が科せられる。

マスターファイル (MF) の概要

作成義務対象者・作成/提出期限・作成言語・罰則

- LFと同様

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 下記の条件に該当する香港企業は、国別報告書を要求される可能性がある。
 - 香港外に所在する最終親会社が、所在国の税務当局から国別報告書の作成を要求されていない場合
 - 最終親会社所在国が香港と自動的情報交換を締結しているものの、情報の自動交換が行われていない場合
 - システム上の障害により、最終親会社の国別報告書が所在国の税務当局から香港税務局に伝達されていない場合
- なお、香港と日本の間では自動的情報交換を行っているため、システム障害が無ければ、香港にある日系企業の提出は不要である。

②提出期限／作成期限

- 日系企業の場合は、上記を満たしているため提出は不要である。

③罰則

- なし

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- 親会社の会計年度終了後3か月以内に提出。
- 香港に同グループ複数社がある場合、一社が代表して提出。

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

- 質問状の形で関連者間取引に対する調査が増えており、税務当局が注目する点は以下である。
 - 関連者及び第三者との取引明細
 - 海外関連者への送金の詳細、費用の支払いが増える理由、費用の計算基準、香港会社の課税収益との関係性など
- マスターファイル及びローカルファイルの提出が要求されるケースが増えている。今後はIR1475表の記入により、納税者にこれらの文書の提出を要求するケースがますます増加すると見込まれる。
- オフショア関連者間取引は税務当局に注目されやすい。
また、グループ内のファイナンス機能を果たしている会社は質問されるリスクが高い。
- 関連者間取引を行い、且つ連続赤字が出ている香港会社は税務局に注目されやすい。

02

対応方法についての
助言

論点

- 移転価格コンプライアンス文書（マスターファイルおよびローカルファイル）を準備しておく必要がある。
- 文書化が義務化されていなくとも、関連者間取引金額が大きい場合には事前に分析を行い、十分なサポート書類（特に事実性、合理性と受益性を証明できる書類）を保存する事が推奨される。
例えば、関連者間取引の契約書、明細、提供したエビデンス、値決めポリシーなどを保管することが挙げられる。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項	
税務当局における税務調査の状況の変化	ここ数年間において関連者間取引、特に海外関連者への送金に係る質問は増えている（詳細は前ページを参照）。
APA審査・協議対応の変化	税務当局は2020年7月15日、税務条例解釈及び執行ガイドライン48号修正版（以下、「修正DIPN 48」）を公布。修正DIPN 48により、APAの申請プロセスが効率化され、要する時間が短縮されている。今後は、香港に移転価格税制が本格的に導入され、国際的な取引も増える事から、APAの申請件数は増えていくと予想される。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （税務当局内）	2023年10月時点で議論はまだ行われていない。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （日系企業内）	2023年10月時点で議論はまだ行われていない。

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301